

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定の改定等について(その1)

平成 22 年 6 月 1 日

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金規定など下記の預金関連の各種規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年7月1日以降、新規定によりお取扱させていただきます。

1. 改定内容

普通預金規定など下記の預金関連の各種規定に暴力団排除条項を導入します。

- お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解約ができることを定めた条項です。
- 平成22年7月1日以降は、各種お取引のお申し込みの際に、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。

2. 対象規定

- 貸金庫規定・当座勘定規定・当座勘定規定(専用約束手形口)・総合口座取引規定・普通預金規定
- 無利息型普通預金規定・通帳式定期預金共通取引規定・期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金(M型)規定
- 自由金利型定期預金規定・貯蓄預金規定・自動継続扱い以外の定期預金共通規定・自動継続扱いの定期預金共通規定
- 期日指定定期預金規定・自動継続期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金(M型)規定
- 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定・自由金利型定期預金規定・自動継続自由金利型定期預金規定
- 通知預金規定・定期積金規定

3. 暴力団排除条項の例

- 普通預金規定(下線の条項を追加、以下次条を1条ずつ繰り下げ。二条線条項を修正)

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

7.

(1) <略>

(2) <略>

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損しまたは当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

(4) <略>

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

改定後の規定は、当組合の各営業店窓口にあります。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。